

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○平成二十年三月分抽せん償還の結果 (財政課)	一	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	四
○県有地の売払いに関する入札公告 (管財課)	一	○県立浦和高等学校外九十五校教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示 (高校教育指導課)	四
○第二次埼玉県特定鳥獣保護管理計画の策定に伴う公聴会の開催 (みどり自然課)	二	○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (農総研水田農業研究所)	五
○山田土地改良区の設立認可 (農村整備課)	二	○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 (飯能県土)	五
○越谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課)	三	○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)	六
○越谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧 ( "	三	○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (熊谷県土)	六
○越谷都市計画用途地域の変更の案の縦覧 ( "	三	○県道熊谷小川秩父線の供用の開始 ( "	七
○桶川市坂田西特定土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)	三	○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)	七
○幸手都市計画下水道の変更 (下水道課)	四		八

## 告示

### 埼玉県告示第百九号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
10ノナ	20.3.23	96,000			48～57	156～186 983～1014 2231～2262
10ノハ	20.3.23	13,806	49・50 73・74 175・176		145～150 217～222 523～528	97～100 145～148 349～352

#### 二 支払場所

指定の支払場所

### 埼玉県告示第百十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 入札内容

- イ 件名
  - 土地の売却
  - 物件の表示
- ロ 物件番号 五十七

所 在	久喜市大字北青柳字深町一、〇一二番六
地 目	宅地
地積(平方メートル)	三二〇・五六

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林  
電話〇四八―八三〇―二五九〇(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年二月十二日(火)から同月十五日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成二十年二月二十一日(木) 午前十時三十分  
締切後開札 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館四階四〇二会議室
- (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館四階四〇二会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とす。

埼玉県告示第百一十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第四項の規定により、特定鳥獣保護管理計画の策定に伴う公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十六号)第一条第二項の規定により公告する。

なお、当該計画に係る利害関係人は、案件についての意見書を知事に提出することができる。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 日時

平成二十年二月十五日(金) 午前十一時三十分から午前十一時まで

二 場所

秩父市東町二十九番二十号 秩父地方庁舎三階中会議室

三 案件

第二次埼玉県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の策定について

四 案件の縦覧場所

- イ 埼玉県環境部みどり自然課  
ロ 埼玉県西部環境管理事務所  
ハ 埼玉県東松山環境管理事務所

二 埼玉県秩父環境管理事務所

ホ 埼玉県北部環境管理事務所

五 案件の縦覧期間

平成二十年一月二十五日(金)から同年二月十四日(木)まで

六 案件についての意見書の提出

イ 提出期間

平成二十年一月二十五日(金)から同年二月八日(金)まで

ロ 提出先

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県告示第百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第四項の規定により、特定鳥獣保護管理計画の策定に伴う公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十六号)第一条第二項の規定により公告する。

なお、当該計画に係る利害関係人は、案件についての意見書を知事に提出することができる。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一日時

平成二十年二月十五日(金) 午前十一時二十分から午前十一時五十分まで

二 場所

秩父市東町二十九番二十号 秩父地方庁舎三階中会議室

三 案件

第二次埼玉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の策定について

四 案件の縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県西部環境管理事務所

ハ 埼玉県東松山環境管理事務所

ニ 埼玉県秩父環境管理事務所

ホ 埼玉県北部環境管理事務所

五 案件の縦覧期間

平成二十年一月二十五日(金)から同年二月十四日(木)まで

六 案件についての意見書の提出

イ 提出期間

平成二十年一月二十五日(金)から同年二月八日(金)まで

ロ 提出先

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定により、比企郡滑川町鈴木義友ほか二十二名からの申請に係る次の土地改良区の設立を平成二十年一月十八日認可した。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 名称

山田土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡滑川町

三 地区の所在地

比企郡滑川町

埼玉県告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

越谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、吉川市都市建設部都市計画課、越谷市都市整備部都市計画課、松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十年一月二十五日から平成二十年二月八日まで

埼玉県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

吉川市大字木売字井堀向道下の一部、大字高富字蒲田及び字道免の各一部、大字高久字町田、字小帳及び字原田の各一部、大字中曾根字八幡及び字川戸沼の各一部並びに大字道庭字堤外の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、吉川市都市建設部都市計画課、越谷市都市整備部都市計画課、松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十年一月二十五日から平成二十年二月八日まで

平成二十年二月八日まで

埼玉県告示第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

吉川市大字木売字井堀向道下の一部、大字高富字蒲田及び字道免の各一部、大字高久字町田、字小帳及び字原田の各一部、大字中曾根字八幡及び字川戸沼の各一部並びに大字道庭字堤外の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、吉川市都市建設部都市計画課、越谷市都市整備部都市計画課、松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十年一月二十五日から平成二十年二月八日まで

埼玉県告示第百十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、桶川市坂田西特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、

次のとおり公告する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

辞任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
飯島 登	桶川市大字坂田一七二番地
飯島 弘	同 同 一七七番地
大森 正昭	同 同 一四三番地
岡地 優	同 同 一六番地
小沢 昭利	同 同 九五番地
加藤 力	同 同 一五五八番地
小林 重美	同 同 八一番地
齋藤 博	同 同 一三六七番地
篠崎 俊郎	同 同 四九九番地
高橋 榮四郎	同 同 一六〇番地七
高柳 定吉	同 同 一三八三番地
高柳 哲夫	同 同 一三八六番地
廿楽 正夫	同 同 一一九番地六
深谷 伸吾	同 同 南一丁目六番四号
町田 賢司	同 同 大字坂田一三九九番地
町田 光藏	同 同 一四〇一番地
町田 英世	同 同 二五番地
飯島 登	桶川市大字坂田一七二番地
飯島 弘	同 同 一七七番地
岡地 優	同 同 一六番地
小沢 昭利	同 同 九五番地
加藤 力	同 同 一五五八番地
小林 重美	同 同 八一番地
齋藤 博	同 同 一三六七番地

就任した理事の氏名及び住所

笹代 正夫	桶川市大字坂田一一九番地九
佐藤 和則	同 同 二四五番地二
篠崎 和美	同 同 四三一番地
相馬 誠一	同 同 一八番地
高橋 榮四郎	同 同 一六〇番地七
高柳 定吉	同 同 一三八三番地
高柳 哲夫	同 同 一三八六番地
廿楽 正夫	同 同 一一九番地六
町田 賢司	同 同 一三九九番地
町田 光藏	同 同 一四〇一番地
町田 英世	同 同 二五番地

埼玉県告示第百十八号

宮代町長から幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年一月四日

指令本整第二一六一〇〇一三二号

二 検査済証番号

平成二十年一月二十一日第九十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字猪俣字道前山一九

六五―一〇 外一五筆(第二工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市青木四丁目二一番三二号

東洋加工株式会社

代表取締役 福島 康充

埼玉県告示第百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十五日  
埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号  
平成十九年十一月二十二日  
指令杉整第一九〇一三四一号

二 検査済証番号  
平成二十年一月二十一日第百号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字木野川字原一三  
四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目一四番九号  
グリーンコア株式会社  
代表取締役 本庄 竜介

埼玉県告示第百二十一号  
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成二十年一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量  
県立浦和高等学校外95校教職員用パソコンナルコンピュータ2,118台の貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校口推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年11月30日

4 落札者の氏名及び住所  
NTTフラーイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号

5 落札金額  
241,712,100円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
平成19年10月19日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。  
平成19年11月分

平成二十年一月二十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	指摘事項	
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0千成魚節煮かす	主成分-TN		
混合有機質肥料	千成産業株式会社	千成混合有機質肥料	主成分-TN、TP		

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年11月分

平成二十年一月二十五日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出	届出名	検査の結果							備考		
				TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCa(%)	C/N		水分(%)	その他の検査
たい肥	遠藤一彦		めぐみたい肥	1.4	1.6	4.7	26	169	2.9	14	39.1		乾物当たり
	埼玉県		刈草リサイクル堆肥	0.9	0.7	0.5	44	169	2.0	11	43.2		
	有限会社吉羽グリーン		みどりのゆび	0.4	0.3	0.3	34	100	1.9	18	44.7		
	千成産業株式会社		千成リサイクル堆肥	3.5	2.1	1.3	46	128	2.3	10	22.2		
	有限会社橋本グローバルスライム		養豚堆肥	1.9	3.6	2.5	157	383	3.7	16	22.8		
動物の排せつ物の焼灰	植井敏雄		えがおの素(温暖発酵堆肥)	0.9	0.4	3.9	20	165	3.2	29	28.1		
千成産業株式会社		けいふん焼灰		0.3	9.1	15.8	387	1042	28.5	6	0.7		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年十二月十一日

指令飯整第一九〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十年一月十八日

飯整第一九〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大谷木字又田二

三四番四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡三芳町藤久保二八一番地一

アドミラブル三〇二号

渡辺 憲雄

号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

- 一 許可番号  
平成十九年十二月二十一日  
第一九〇一二七〇号
- 二 検査済証番号  
平成二十年一月十七日  
第一九〇一四九号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡滑川町大字羽尾字東平一六六  
九一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
比企郡滑川町大字羽尾一六六八一二  
石川 純一
- 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
- 一 許可番号  
平成十九年八月三十日  
第一九〇〇六九〇号
- 二 検査済証番号  
平成二十年一月十八日  
第一九〇一四八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡嵐山町大字平澤字延明橋二三  
九、字京枝三一七一  
(仮換地) 平沢土地区画整理事業  
一五街区四画地
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
比企郡嵐山町大字平沢三一〇一  
内田 よし子

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	熊谷市小江川字天王原二〇〇五番七地先から同市小江川字天王原二〇〇二番一地先まで		八・一二 一三・五五	五三・五〇	地方道路交付金(交通安全)整備事業による。
新			一三・五五 一五・五〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年十一月二十七日

指令杉整第一九〇一一九〇号

二 検査済証番号

平成二十年一月十八日

杉整第一五〇八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字上栢間字本村三

四九二―三、三四九二―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桶川市大字加納二一六―五

増田 淳只

路線名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	熊谷市小江川字天王原二〇〇五番七地先から同市小江川字天王原二〇〇二番一地先まで
供用開始の期日	平成二十年一月二十五日
備考	延長五三・五〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部に限る。)

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
ウェブサイト	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm